

男鹿市告示第 7 6 号

起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第 1 条 この告示は、市内において起業に取り組む事業者を募集・選定し、経済の活性化を促進するため、新規起業や第二創業を行う事業者に対して第 5 条に規定する起業チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成 1 7 年男鹿市規則 4 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新たに事業を起こすこと。
- (2) 第二創業 市内で既に起業をしている中小企業者が、新たに事業活動又は業態転換を行うこと。
- (3) 業態転換 中小企業者が現在の事業内容や営業形態を変更し、新たな分野に進出すること。
- (4) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有する中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業で所有する中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業者

2 この告示において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで

のいずれかに該当する者以外のもの（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、市内で起業する者又は第二創業する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 起業するものである場合、補助開始同一年度内に個人開業又は法人の設立を行う具体的な計画を有しており、申込者は、自らが代表の職に就くもの
- (2) 第二創業するものである場合、補助開始同一年度内に既存事業以外の新事業活動を開始するもの
- (3) 申込者が個人の場合、補助開始同一年度内に市内に住所を有し、市内で事業活動を行うもの
- (4) 申込者が法人の場合、起業後の本店・本社等の主たる事業所が市内にあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としなない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のあるもの
- (3) 過去に同一の補助金を受けたことがあるもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めるもの

（補助対象事業及び補助対象業種）

第4条 補助対象事業については、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業計画が明確で起業の実現が高い事業
- (2) 地域社会が抱える課題の解決に資する事業
- (3) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能である事業
- (4) 地域経済の活性化、雇用創出につながる事業

2 補助対象業種は、別表第1に掲げる業種を除くものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、別表第2に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。

2 同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、起業チャレンジ支援事業費補助金応募申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 起業チャレンジ支援事業費補助金収支予算書（様式第3号）

(3) 事業計画内容説明書（別紙1）

(4) 住民票（原本）

(5) 個人で既に起業（開業）している場合は開業届の写し

(6) 法人で既に起業（開業）している場合は履歴事項全部証明書（原本）

(7) 法人でまだ企業をしていない場合は登記事項証明書（原本）

(8) 市税の未納がない証明書

(9) 直近の事業年度分の決算書、確定申告書その他の事業の経営状況が分かる書類（第二創業の場合）

(10) その他市長が必要と認める書類

（審査会）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった事業を審査するため、審査会を置く。

2 審査会は、事業の補助採択の可否及び採択順位についての意見を市長に報告するものとする。

3 審査会は、市長が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。

4 審査会は、必要に応じて、申請者から事業説明を求める場合がある。

（補助採択結果の通知）

第 8 条 市長は、審査会の意見をを受けて補助採択の可否を決定し、起業チャレンジ支援事業費補助金審査結果通知書（様式第 4 号）により、申請者にその結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助採択された申請者が補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期日までに、起業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付を決定した場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、起業チャレンジ支援事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の決定）

第 12 条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて調査等を行い、変更又は中止することを認めるときは、起業チャレンジ支援事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、起業チャレンジ支援事業費補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 起業チャレンジ支援事業費補助金事業実績書（様式第 10 号）

(2) 起業チャレンジ支援事業費補助金収支精算書（様式第 11 号）

- (3) 支出の根拠となる資料又は代金等領収書の写し等、その他支出の根拠が分かる書類
 - (4) 事業実施を証する書類及び写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、起業チャレンジ支援事業費補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の請求をするときは、起業チャレンジ支援事業費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出のあった日より起算して30日以内に、補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すこととし、その内容を起業チャレンジ支援事業費補助金交付決定取消し通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) この告示の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、起業チャレンジ支援事業費補助金返還命令書（様式第15号）により交付した補助金を返還させるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、

この限りでない。

(補則)

第 1 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1	農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く。）
2	漁業（大分類Bに含まれるもの。ただし、農林水産物加工業を除く。）
3	金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
5	医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）。ただし、介護訪問事業を除く。
6	以下のサービス業 (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの。） (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。） (3) 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの。） (4) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。） (5) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。） (6) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの。） (7) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。） (8) 宗教（中分類94に含まれるもの。） (9) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）
7	その他 (1) 公序良俗に反する事業 (2) 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業

（「日本標準産業分類」による。）

別表第2（第5条関係）

補助対象経費			補助率	補助額
事業拠点費	設備費	店舗などの建物にかかる工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業に必要な設備費、建物の賃借料（礼金、敷金は除く。）	1/2 以内	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を上限とする。
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、業務用冷蔵庫、厨房機器、車両など、事業に必要な機械器具、備品類（中古品は補助対象外とする。）		
	構築物費等 （不動産所得を除く）	建物以外にかかる工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなど、事業に必要な構築物等		
人材育成費	研修費等	従業員（起業する者、第二創業する者は含まない。）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）		
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ作成費、新聞・雑誌広告費、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作費、クラウドファンディング経費等		